第120回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2019年6月21日(金)
午前10時（受付開始 午前9時）

会場 大阪市西区立売堀三丁目1番1号
大阪トヨペットビル9階会議室

郵送による議決権行使について

株主総会に当日ご出席いただけない場合は、同封の議決権行使書のご返送により、議決権を行使下さいますようお願い申し上げます。

行使期限：2019年6月20日(木) 午後5時30分

目 次

- 株主総会招集ご通知 …… 2
- 事業報告 …… 4
- 連結計算書類 …… 29
- 計算書類 …… 32
- 監査報告書 …… 36
- 株主総会参考書類 …… 39
  - 第1号議案　剰余金の処分の件 …… 39
  - 第2号議案　取締役4名選任の件 …… 40
  - 第3号議案　補欠監査役1名選任の件 …… 42
- 株主総会会場のご案内 …… 末尾

株式会社 名村造船所
NAMURA SHIPBUILDING CO.,LTD.

証券コード：7014

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご支援を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第120回定時株主総会を次のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。

代表取締役社長 **名村 建介**

経営理念「存在感」

私達は、
お客様にとって
働く人にとって
地域にとって
日本にとって
世界にとって
必要とされる企業であり続けたい

私は、
お客様にとって
職場にとって
家族にとって
地域にとって
なくてはならない存在になりたい

「存在感」が当社の経営理念です

招集ご通知

証券コード　7014
2019年５月30日

株主各位

大阪市西区立売堀二丁目１番９号
株式会社 名村造船所
代表取締役社長　名村 建介

第120回 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第120回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年６月20日（木）営業時間終了時（午後５時30分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１　日　　時	**2019年６月21日（金曜日）午前10時（受付開始 午前９時）**
２　場　　所	大阪市西区立売堀三丁目１番１号　**大阪トヨペットビル９階会議室**
３　目的事項	**報告事項**　(1) 第120期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第120期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）計算書類報告の件 **決議事項**　**第１号議案　剰余金の処分の件** **第２号議案　取締役４名選任の件** **第３号議案　補欠監査役１名選任の件**

以　上

お　願　い

- 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の**当社ウェブサイト（https://www.namura.co.jp/）**に掲載させていただきます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「事業報告の新株予約権等に関する事項」、「事業報告の株式会社の支配に関する基本方針」、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の**当社ウェブサイト（https://www.namura.co.jp/）**に掲載させていただきますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

1 企業集団の現況に関する事項

（１）企業集団の事業の経過およびその成果

■ 当連結会計年度の経営環境と業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費や設備投資意欲が底堅く推移し、2012年12月から始まった景気回復の期間が今年１月に戦後最長を更新したと言われるなど緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、米中通商問題の動向や中国景気の鈍化、欧州の政治・経済の不透明感、原油などの原材料高、金融市場の引き締めと長短金利の逆転など、世界景気の見通しは悪化しており、国内企業においても輸出や生産に落ち込みが見られ、内外の景気の先行きには不透明感が増しております。

日本造船工業会によりますと、世界の新造船竣工量は2011年の１億200万総トンをピークに減少傾向が続いており、2018年暦年は前年同期比で12.1%減の5,781万総トンとほぼ半減しております。新造船受注量は5,143万総トンと前年同期比で19.1%増加しましたが、依然として受注量が竣工量を下回る状況が続いております。日本の受注量は995万総トンと前年同期比で251.7%増加しましたが、韓国は2,336万総トンと前年同期比で26.2%増加し世界の受注量全体の約45％を占める結果となりました。手持工事量が少ない韓国が雇用維持のために採算を度外視したとも思える積極的な受注を進めたことが船腹需給改善に伴う船価改善の頭打ち要因となっております。このような厳しい生存競争に晒される中で、日本においては総合重工による一般商船の建造規模縮小、韓国や中国では巨大企業による政府主導の再編の動きが活発化しております。

当連結会計年度の業績は、新造船事業においては船価の低い新造船が売上対象となっていることや佐世保重工業株式会社の納期遅延により、修繕船事業においては大型の艦艇修繕工事が少ない年次であったこと、オリイメック株式会社が当社グループから外れ機械事業が縮小したことにより、売上高は124,589百万円（前年同期比7.6%減）となりました。損益面では、鋼材価格高騰による原価の大幅アップ対策として新造船事業の操業計画量を下方修正し新規受注を抑制したことや期末の米ドル為替レートが前連結会計年度末に比べ５円弱の円安となった効果により、工事損失引当金が前連結会計年度末比9,974百万円減少（当連結会計年度第３四半期末比では2,244百万円減少）した結果、営業損失は4,114百万円（前年同期は19,418百万円の営業損失）、経常損失は3,872百万円（前年同期は20,275百万円の経常損失）と改善、2018年10月１日に連結子会社でありましたオリイメック株式会社の発行済株式全株を譲渡し関係会社株式売却益5,492百万円を計上し、税金等調整前当期純利益は1,006百万円（前年同期は20,395百万円

の純損失)、親会社株主に帰属する当期純利益は621百万円（前年同期は20,554百万円の純損失）となり、当連結会計年度末の自己資本比率は42.6％（前年同期末は38.8％）となりました。
　なお、当社は、保有する連結子会社である佐世保重工業株式会社の株式について14,660百万円の減損処理を行いましたが、連結決算上は消去されるため、連結業績に与える影響はありません。

■ 事業別の営業の状況

新造船事業

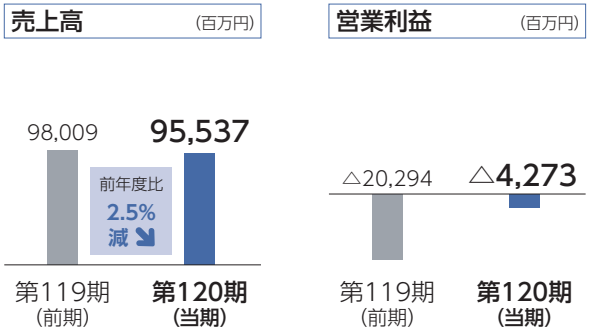

受注から完工まで１年を超える新造船事業では工事進行基準を採用しており、当連結会計年度売上高は95,537百万円（前年同期比2.5％減）、営業損失は4,273百万円（前年同期は20,294百万円の損失）となりました。当連結会計年度では、超大型油送船(VLCC)１隻、大型鉱石運搬船１隻、大型撒積運搬船２隻、中型油送船７隻、中型撒積運搬船１隻、ハンディ型撒積運搬船７隻、中型低温式ＬＰＧ運搬船１隻の合計20隻が完工しております。

受注面におきましては、超大型油送船１隻と大型撒積運搬船２隻、中型撒積運搬船８隻、ハンディ型撒積運搬船４隻の合計15隻を受注した結果、当連結会計年度末の受注残高は210,485百万円（前年同期比15.7％減）となりました。

当連結会計年度に完工しました超大型油送船は自社開発による第１番船、また、中型低温式ＬＰＧ運搬船は新規開発の低温式ガス運搬船の第１番船であります。今後、当社グループにおいて建造実績を積み重ね習熟度を高めることにより、新造船事業の商品ポートフォリオの幅を広げて受注環境の変化に柔軟に対応できる体制を構築してまいります。

佐世保重工業株式会社においては、過去の数度にわたる大幅な合理化により多くの経験豊かな人材が流出し、欧州船主の高仕様・高品質要求に対応出来なかったことや設備の老朽化により工程混乱・納期遅延が生じ、売上高の減少と収益の悪化を招く結果となりました。今後も同社の体制立て直しをグループの最優先課題として取り組み、収益構造の改善に努めてまいります。なお、函館どつく株式会社においてはコスト削減が順調に進み始めました。

当連結会計年度における売上計上の米ドル額は865百万米ドルであり、その平均レートは１米ドル当たり110円41銭であります。

修繕船事業

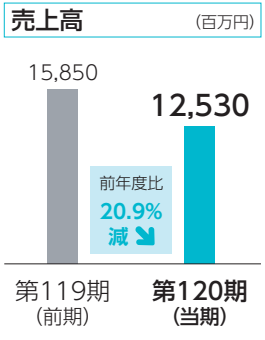

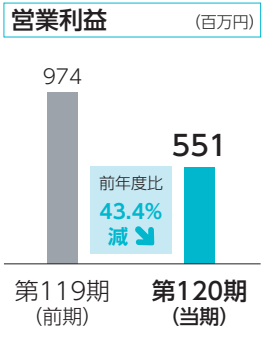

佐世保重工業株式会社および函館どつく株式会社が担う修繕船事業におきましては、艦艇工事を主力としつつ、立地特性を生かした官庁船、一般商船、特殊船、漁船の修繕工事に取り組んでおります。

当連結会計年度においては、艦艇の定期検査工事等の大型工事案件が減少したため、海上保安庁などの官庁船、客船、探査船などの特殊船の修繕工事にも積極的に営業活動を展開いたしましたが、艦艇修繕の操業量低下を補えず、売上高は12,530百万円（前年同期比20.9%減）、営業利益は551百万円（前年同期比43.4%減）となりました。

なお、当連結会計年度末受注残高は、3,813百万円（前年同期比14.9%減）であります。

機械事業

売上高 (百万円)

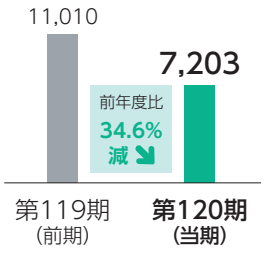

営業利益 (百万円)

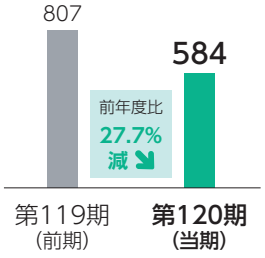

機械事業におきましては、佐世保重工業株式会社が船舶用機器の販売拡大に努めております。

当連結会計年度の売上高は、産業機械を主力商品としておりましたオリイメック株式会社が第３四半期連結会計期間より連結対象から除外されたことにより7,203百万円（前年同期比34.6%減）となり、営業利益は584百万円（前年同期比27.7%減）となりました。

なお、当連結会計年度末受注残高は、1,628百万円（前年同期比71.9%減）であります。

鉄構陸機事業

売上高 (百万円)

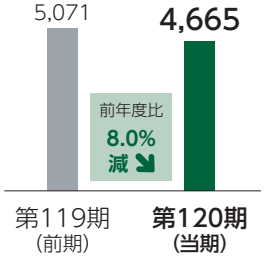

営業利益 (百万円)

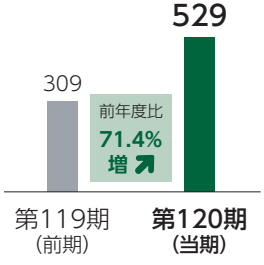

当連結会計年度におきましては、佐賀県ご発注の六角川大橋(2,741トン)などを予定通り完工し、売上高は4,665百万円（前年同期比8.0％減）と減少しましたが、営業利益は529百万円（前年同期比71.4％増）と大幅に改善いたしました。

なお、当連結会計年度末受注残高は、3,883百万円（前年同期比8.8％減）であります。

その他事業

売上高 (百万円)

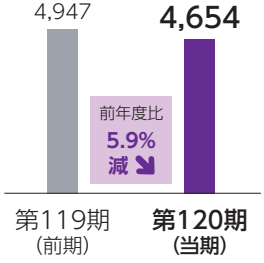

営業利益 (百万円)

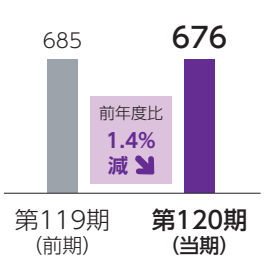

当連結会計年度の売上高は4,654百万円（前年同期比5.9％減）、営業利益は676百万円（前年同期比1.4％減）となりました。

なお、当連結会計年度末受注残高は、762百万円（前年同期比42.6％増）であります。

事業別売上高および営業利益

事業区分	売上高(百万円)			営業利益(百万円)		
	前連結会計年度	当連結会計年度	前年同期比増減率(%)	前連結会計年度	当連結会計年度	前年同期比増減率(%)
新造船	98,009	95,537	△2.5	△20,294	△4,273	—
修繕船	15,850	12,530	△20.9	974	551	△43.4
機械	11,010	7,203	△34.6	807	584	△27.7
鉄構陸機	5,071	4,665	△8.0	309	529	71.4
その他	4,947	4,654	△5.9	685	676	△1.4
(消去又は全社)				(△1,899)	(△2,181)	
合計	134,887	124,589	△7.6	△19,418	△4,114	—

（2）企業集団の資機材調達および外注

ここ最近の建設業界の活況に伴う人件費・輸送費の高騰や世界的な鉄鉱石、原料炭、副原料、スクラップ価格等の上昇と高値安定などのコストアップや国内需給の引き締まりを理由とした供給側の厳しい姿勢により、引き続き鋼材の値上がりが進む非常に厳しい環境となりました。このような状況下、佐世保重工業株式会社、函館どつく株式会社、関係会社各社との連携を進め、資機材取引先各社とのＶＡ／ＶＥ活動を継続的に実施してコスト削減に取り組み、一定の成果を上げております。

また、建造工程を計画通りに維持していくためには資機材の安定供給および適正品質の維持確保が重要であることから、既存取引先各社とのさらなる連携強化はもちろんのこと、物流面の効率化や、管理監視体制の強化、海外調達網のさらなる拡大を図ってまいります。

（3）企業集団の設備投資、研究開発

当連結会計年度は厳しい経営環境ではありましたが、省力化設備、品質・工程の安定化設備の計画的な導入を進め、環境に配慮しつつ、効率化と安全・安定操業体制の強化に努めました。佐世保重工業株式会社の生産性向上・競争力強化を目的とした100トンジブクレーンの更新工事をはじめとした設備投資に加え、当社伊万里事業所における操業安定を目的とした受電設備の代替および各拠点における既存設備の予防保全や老朽化設備のリプレイス等を行い、その総額は4,063百万円となりました。

研究開発費の総額は688百万円であり、船舶・海洋に関する基礎的な研究、環境に配慮した省燃費船型の研究や新商品の開発と生産のＩＴ化、他事業部門における既存商品の品質向上や商品開発、生産効率の改善に取り組み、成果を上げております。

（4）企業集団の経営方針、経営環境および対処すべき課題等

当企業集団は、中核である新造船事業の強化によりグループの経営基盤を強固にしつつ、修繕船・機械・鉄構陸機事業・その他事業による多角化を通じて、長期的視野に立ったグループ経営により、収益力の安定と向上を図ってまいります。他社との戦略的提携やM＆Aによる事業基盤の強化・拡大、新規事業、海外事業への進出など、事業分野・事業形態の多様化や再構築に積極的に取り組むとともに、健全な財務体質の構築に努め、企業グループ全体の企業価値と市場環境の変化に対する適応力を高め、株主、顧客の皆様から信頼され、成長を期待される「存在感」ある企業グループの形成を目指しております。

厳しい業界環境が続く新造船事業においては、佐世保重工業株式会社の新造船体制の再構築により３社連合のメリットを加速させ、不況こそチャンスと捉えて将来に向けた成長戦略に積極的に取り組んでおりますが、同事業は受注船価や鋼材などの資機材価格、為替など変動要因が多く不確実性が高いことから、他事業部門の収益力強化と健全な財務体質の維持を当面の最優先すべき課題としております。

今後とも株主はもとより顧客・取引先・従業員などの様々なステークホルダーとの信頼関係を維持・発展させて経営基盤を強化し、企業価値の向上・株主共同の利益の確保に努めてまいります。

新造船事業

海上荷動量の着実な伸びと新造船竣工量の持続的な減少により船腹過剰の状況は改善されつつありますが、世界経済の鈍化懸念や新たな環境規制が海運市況に与える影響が不透明であるために、新造船発注を手控える動きが懸念されます。船価は緩やかな回復基調にあるものの、新規制への対応や鋼材価格の高騰に伴う原価の上昇により、新造船の採算は依然として厳しい水準が続いております。また、韓国では世界首位の現代重工業と同３位の大宇造船海洋が経営統合で合意し、中国でも傘下に多くの造船所を抱える国有企業の統合構想が取沙汰されるなど、政府主導による大規模な再編の動きが相次いでおり、造船所の生存競争はますます激化しております。

このような環境下、当社グループにとって喫緊の課題である佐世保重工業株式会社の新造船体制再構築を加速させ、３社連合の強みを活かしたきめ細かい営業活動により、適正操業度を維持し、人材の育成と拡充にも努めてまいります。生産性と技術開発力、品質の向上を図り、コスト競争力のある商品開発を推進するほか、次世代を見据えた燃費性能の優れた付加価値の高い商品を拡充し、顧客満足度のさらなる向上につなげてまいります。

修繕船事業

修繕船事業の主力である艦艇工事は、年次的に艦艇の大型化や延命工事の増加が期待されるものの年度によって大型案件の多寡による操業の山谷が大きく、安定的な受注量の確保が課題であり、大手造船所との技術提携や受入態勢の整備による対応力強化に鋭意取り組んでおります。官庁船や一般商船、特殊船につきましても、営業力・技術力強化や徹底的なコスト削減による競争力強化により差別化を図り、安定操業量の確保に努めてまいります。

佐世保重工業株式会社、函館どつく株式会社ともに長年の歴史と伝統に裏付けられた高度な技術力と立地の優位性を最大限に活かしてまいります。

機械事業

新造船需要の回復が遅れ、船舶用機器等の分野においても厳しい状況が続いておりますが、技術力・品質力・営業力・コスト競争力の強化に取り組み、受注および販路の拡大を図るとともに、船舶以外の分野の開拓にも取り組み、さらなる受注拡大と安定的な収益確保を目指してまいります。

鉄構陸機事業

新設橋梁の発注は低水準で推移しており、受注競争は非常に厳しい状況が続いております。総合評価落札方式への対応力の強化を図ることで受注力の向上に努めるとともに、今後確実に需要の増加が見込まれる保全・補修工事への取り組みを強化し、将来にわたる社会インフラの維持・発展に貢献するとともに、受注工事の収益改善に注力しております。また、民間企業向けの産業機械関連鉄構品などにも積極的に取り組み、確実に利益を確保出来る構造改革と体質改善を図ってまいります。

その他事業

その他事業を担う各社が市場環境の急速な変化に対応出来るよう、グループの事業ポートフォリオの最適化に取り組んでまいります。また、当企業集団における各事業の役割と責任を明確化し、各事業の収益力とグループ各社への貢献度を高め、グループ収益基盤の強化・発展を図ってまいります。

資材調達部門

今後も極めて厳しい船価の建造が続くことから、ありとあらゆるコスト削減活動に鋭意尽力し、適正品質を維持しつつ、徹底的に採算改善を図っていくことが最大の課題であり、使命であります。佐世保重工業株式会社、函館どつく株式会社をはじめとする関係会社各社、また、資機材取引先各社とも連携し、規模のメリットおよび横の連携を最大限に活用しつつ、並行してＶＡ／ＶＥ活動を幅広く行い、新製品、新方式等の発掘に注力するとともに、海外調達をこれまで以上に積極的に進めるなど、選択肢を広げながら、最大限のコスト削減と安定供給先の確保を図ってまいります。

設備投資部門

省力化生産設備、品質・工程の安定化設備を計画的に導入し、生産性向上とヒューマンエラーの削減に努めるほか、省エネ機器への更新および既存設備の予防保全や老朽化設備の計画的なリプレイスに加え、ＩＴ基盤の強化・拡充を進め、環境に配慮しつつ、効率化と安全・安定操業体制の強化に努めてまいります。佐世保重工業株式会社および函館どつく株式会社との連携、情報共有化の拡大を図り、効率的な設備投資による競争力強化に繋げてまいります。

研究開発部門

世界的な環境規制の高まりの中で、さらなる省エネ効果向上につながる新技術開発に取り組むとともに、将来的に競争力の基盤となる基礎的な研究をはじめ、ＩｏＴ／ＡＩ技術の造船業における活用検討、排ガス規制や騒音規則などへの対応、バイオ燃料やＬＮＧ燃料などの代替燃料船の検討、自動運航船やサイバーセキュリティ対策などの課題に積極的に取り組んでおります。新たに独立した商品開発専任部門が中心となり、営業部門等とも連携して省エネ船型・付加物の開発などによる温室効果ガス排出量の削減などの研究に積極的に取り組んでおり、今後はその規模を拡大し、戦略商品の開発に努めてまいります。

管理間接部門

当企業集団を取り巻く事業環境は非常に厳しい状況にありますが、管理間接部門を含めた全ての部門が連携を強化してコスト削減や業務の効率化と顧客満足度の向上に取り組んでまいります。

重要な経営資源である人材面については、継続的な採用と人材育成体制の強化、グループ間のローテーションの推進に取り組んでおります。将来を担う人材の育成と円滑な技術・技能の伝承に努めるとともに、多様な能力と個性を持った人材がその能力を十分に発揮し、やりがいをもって働くことができる環境整備に努めてまいります。

また、生産現場をはじめとする職場の安全と安心の確保は事業を進めていくための大前提であり、安全管理の徹底に努め災害ゼロを目指してまいります。

財務面では、適切な会計基準に則った透明性の高い会計処理方針を堅持し、事業の持続的成長や今後の事業戦略のために、健全な財務体質の維持・強化に努め、直接金融・間接金融のバランスが取れた資金調達を図ってまいります。

当企業集団が企業価値を高め社会から信頼される企業として持続的に成長するためには、コーポレート・ガバナンスやコンプライアンス体制を一層強化する必要があると考えており、今後も内部牽制機能が効果的に働くコーポレート・ガバナンスの実現を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申しあげます。

（5）財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区　分		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度 (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	147,202	137,208	134,887	**124,589**
経常利益(△は損失)	(百万円)	5,574	△9,806	△20,275	**△3,872**
親会社株主に帰属する当期純利益(△は損失)	(百万円)	7,311	△11,308	△20,554	**621**
１株当たり当期純利益(△は損失)	(円)	106.02	△163.88	△297.85	**8.99**
総資産	(百万円)	214,105	208,201	195,445	**174,817**
受注残高	(百万円)	339,149	293,473	264,708	**220,571**

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。
2. １株当たり当期純利益または当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。
3. 受注残高は工事完成基準で記載しております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）等を2018年度の期首から適用しており、2017年度については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標となっております。

売上高 (単位：百万円)

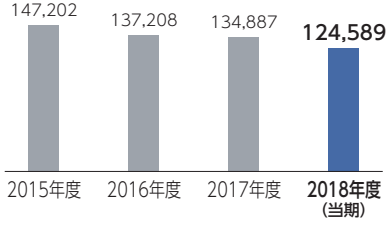

経常利益 (単位：百万円)

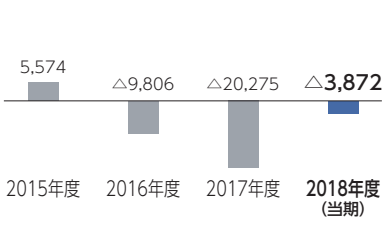

親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)

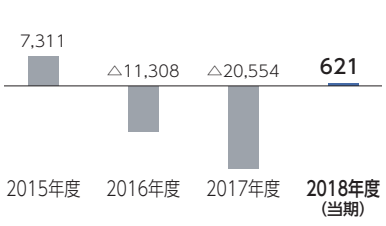

１株当たり当期純利益 (単位：円)

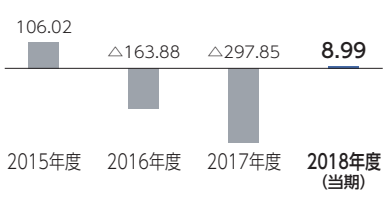

総資産 (単位：百万円)

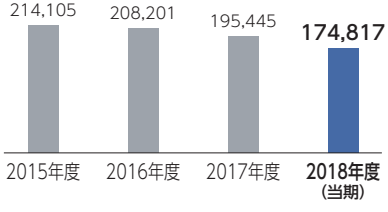

受注残高 (単位：百万円)

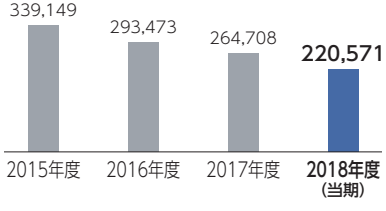

② 当社の財産および損益の状況の推移

区　分		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度 (当事業年度)
売上高	(百万円)	83,558	94,653	102,125	**100,680**
経常利益(△は損失)	(百万円)	1,950	△6,507	△6,651	**△1,102**
当期純利益(△は損失)	(百万円)	3,332	△7,212	△6,609	**△6,577**
１株当たり当期純利益 (△は損失)	(円)	48.29	△104.50	△95.76	**△95.20**
総資産	(百万円)	158,445	163,423	157,138	**135,740**

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。
2. １株当たり当期純利益または当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）等を2018年度の期首から適用しており、2017年度については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標となっております。

売上高 (単位：百万円)

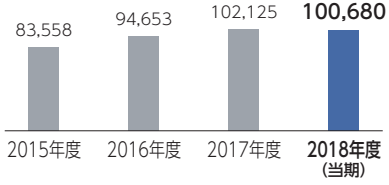

経常利益 (単位：百万円)

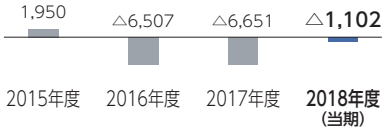

当期純利益 (単位：百万円)

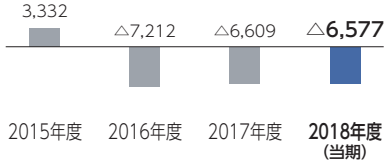

１株当たり当期純利益 (単位：円)

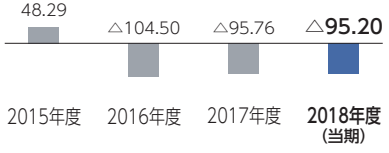

総資産 (単位：百万円)

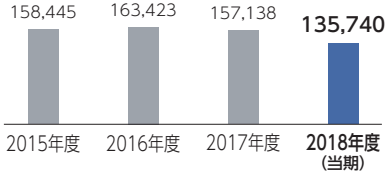

（6）重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資本金（百万円）	当社の出資比率（%）	主要な事業内容
佐世保重工業株式会社	8,414	100.0	船舶製造業
函館どつく株式会社	1,746	89.9	船舶製造業

(注) 2018年10月１日に当社は連結子会社であったオリイメック株式会社の発行済株式の全部を譲渡しましたので、同社は当社の子会社ではなくなりました。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

（7）企業集団の主要な事業内容

① **新造船事業**	各種船舶の製造販売
② **修繕船事業**	各種船舶の修繕および解体
③ **機械事業**	舶用機械機器の製作、修理
④ **鉄構陸機事業**	橋梁等鉄鋼構造物の製造販売および修繕
⑤ **その他**	機械、工具等の販売 ソフトウエア開発、情報機器の販売 設備の保全、保安業務

（8）企業集団の主要拠点等

① **当社**	本社（大阪市西区）、伊万里事業所（佐賀県伊万里市）、 東京事務所（東京都港区）
② **佐世保重工業株式会社**	本社（長崎県佐世保市）、東京事務所（東京都台東区）、 大阪営業所（大阪市西区）
③ **函館どつく株式会社**	本社・函館造船所（北海道函館市）、室蘭製作所（北海道室蘭市）、 東京事務所（東京都中央区）

（9）企業集団および当社の従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
新造船	1,549	4増
修繕船	347	9減
機械	61	395減
鉄構陸機	75	1増
その他	656	32増
合計	2,688	367減

② 当社の従業員の状況

従業員数（名）	前期末比増減（名）	平均年令（才）	平均勤続年数（年）
1,053	1減	39.2	16.0

（10）企業集団の主要な借入先

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社日本政策投資銀行	5,478
株式会社三菱UFJ銀行	3,590
株式会社福岡銀行	3,276
株式会社親和銀行	1,643
DIALEASE MARITIME S.A.	1,263
株式会社北海道銀行	1,000

2 当社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　190,000,000株

（2）発行済株式の総数　69,080,538株（自己株式19,013株を除く）

（注）新株予約権の行使により発行済株式の総数が61,000株増加しております。

（3）株主数　14,460名

（4）大株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
新日鐵住金株式会社	5,028	7.3
株式会社メタルワン	3,050	4.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,382	3.4
株式会社三菱UFJ銀行	2,233	3.2
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE NVI01	2,089	3.0
株式会社商船三井	2,067	3.0
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	1,749	2.5
エア・ウォーター株式会社	1,658	2.4
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS- UNITED KINGDOM	1,640	2.4
大和工業株式会社	1,626	2.4

（注）1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

（注）2. 新日鐵住金株式会社は、2019年4月1日をもって日本製鉄株式会社に商号変更をしております。

3 当社の会社役員に関する事項

（1）当社会社役員の状況（2019年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	名村 建彦	佐世保重工業株式会社 代表取締役会長、 函館どつく株式会社 取締役会長
代表取締役社長	名村 建介	佐世保重工業株式会社 代表取締役社長、 函館どつく株式会社 取締役
代表取締役副社長	吉岡 修三	社長補佐 兼 グループ新造船事業統轄 兼 船舶海洋事業部長、 佐世保重工業株式会社 取締役、 函館どつく株式会社 取締役
取締役	力武 光男	専務執行役員 生産業務本部長 兼 伊万里事業所長 兼 ＩＳＯ総括
取締役	池邊 吉博	常務執行役員 グループ最高財務責任者 兼 経営業務本部長、 函館どつく株式会社 監査役
取締役	間渕 重文	執行役員 船舶海洋事業部営業本部長 兼 東京事務所長
取締役	鈴木 輝雄	弁護士、 株式会社スパンドニクス 社外監査役、 ピー・アンド・ジー株式会社 社外監査役、 プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社 社外監査役
取締役	古川 芳孝	九州大学 大学院工学研究院教授、 公益社団法人日本船舶海洋工学会 理事
常勤監査役	井関 延行	佐世保重工業株式会社 監査役
常勤監査役	福田 綱吉	
監査役	荒木 勝	公認会計士、 株式会社梅の花 社外取締役
監査役	山下 公央	株式会社NSD 社外取締役、 セルソース株式会社 監査役

（注）1. 取締役鈴木輝雄および古川芳孝は、社外取締役であります。
2. 監査役荒木勝および山下公央は、社外監査役であります。
3. 監査役荒木勝は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役山下公央は、長年に亘る銀行勤務により培われた経験に基づき、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役鈴木輝雄および古川芳孝ならびに監査役荒木勝を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

（2）当社会社役員の報酬等の額

	人　数（名）	報酬等の総額（百万円）
取　締　役	9	183
監　査　役	5	31
合　計	14	214

(注) 1. 上記、報酬等の総額には当事業年度に係る報酬として付与した新株予約権の金額が含まれております。
2. 上記の支給人員及び金額には、2018年6月21日開催の第119回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役１名、監査役１名を含んでおります。
3. 上記の報酬等の総額には使用人兼務取締役の使用人給与相当額49百万円は含まれておりません。
4. 上記のうち社外取締役および社外監査役に対する報酬等に係る人数および額は４名20百万円であります。

（3）社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者および社外役員の兼職状況

区　分	氏　名	兼職状況
社外取締役	鈴　木　輝　雄	株式会社スパンドニクス 社外監査役、 ピー・アンド・ジー株式会社 社外監査役、 プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社 社外監査役
	古　川　芳　孝	九州大学 大学院工学研究院教授、 公益社団法人日本船舶海洋工学会 理事
社外監査役	荒　木　　勝	株式会社梅の花 社外取締役
	山　下　公　央	株式会社NSD 社外取締役、 セルソース株式会社 監査役

(注) 社外取締役古川芳孝氏が教授を務める九州大学に対し、研究支援目的の寄付を行っております。当社は、当社グループから過去３事業年度の平均が年間1,000万円またはその者の直近事業年度における総収入額の２％のいずれか高い方の額を超える寄付を受けている団体に所属する者ではないことを独立性判断基準の１つとしておりますが、同大学への寄付はこの基準に抵触しておりません。なお、その他の兼職先と当社の間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	出席状況および発言状況
社外取締役	鈴　木　輝　雄	当事業年度開催の取締役会18回のうち全回に出席し、主に裁判官・弁護士として培ってきた豊富な経験・専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	古　川　芳　孝	当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に出席し、主に船舶の専門家として培ってきた豊富な経験・専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	荒　木　　勝	当事業年度開催の取締役会18回のうち全回に出席し、また、監査役会14回のうち全回に出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	山　下　公　央	当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に出席し、また、監査役会14回のうち全回に出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当社の社外取締役および社外監査役は、会社法第423条の第１項の責任につき、同法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

4 会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

（2）会計監査人の報酬等の額

① **当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額**　47百万円

監査役会は、前事業年度の監査実績の差異分析、評価を行い、当事業年度の監査計画における監査時間、配員計画および報酬額の見積の妥当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項に基づき同意いたしました。

② **当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額**　106百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、かつ、実質的にも区別できないため、これらの合計額で記載しております。

（3）非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務（監査証明業務）以外に英文財務諸表作成に関する指導・助言を委託しております。

（4）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨および解任の、理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

5 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

（1）取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 「株式会社名村造船所　行動憲章および行動指針」を制定し、法令、定款、企業倫理等の遵守を取締役および使用人の基本的責務と定め、社内通達、社員研修その他の方法により周知徹底を図っています。
② 取締役の職務執行の公正性等を監督する機能強化のため、独立した立場の社外取締役を選任しております。
③ 内部監査室が法令、定款、社内規程等の遵守状況を計画的に監査し、その結果を内部統制・コンプライアンス委員会のほか取締役会および監査役に報告しています。なお、改善すべき事項を発見したときは、内部統制・コンプライアンス委員会が改善策を策定し、取締役会に諮るものとします。
④ 内部統制・コンプライアンス委員会のもと、平素より継続的に社内研修を実施するとともに内部通報制度（申告者に対して不利益となる取り扱いをしない旨を定めた通称「ヘルプ・ハッチ」）を設け、コンプライアンス体制の充実を図っております。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理につき、「文書管理規程」を制定し、重要な職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録、保管、保存するものとします。
② 取締役および監査役は、保管・保存された文書を随時閲覧することができるものとします。

（3）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会が重要な組織・人事および業務分掌ならびに取締役会規則、職務権限規程その他の社内規程を定めて、会社の業務執行を組織的・効率的にかつリスク管理に意を用いて執行し得るように努めています。
② 取締役会が策定する全社・グループ中期経営計画に基づき、各部門・子会社等において年度ごとの業務運営計画を作成し、部長会で半期ごとに進捗状況の確認と見直しを行っています。また、重要な事項については、機関決定に先立ち自由討議方式で検討を重ねることとしています。
③ 代表取締役社長の諮問機関として執行役員会を設け、業務執行や取締役会に上程される重要な事項について審議・報告を行うこととしています。また、執行役員会に子会社の業務執行状況や財務状況等を定期的或いは必要に応じて報告するものとしています。

（4）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 重要な財産の処分および譲受けその他の重要な業務執行の決定を取締役会で行うことを定めており、その審議においては各種リスクの管理に留意しつつ機関決定を行うよう努めています。
② 与信リスクその他の取引リスクの管理については稟議事項を定め、関係職位の意見と常勤監査役の意見を徴するものとしています。
③ 環境、安全衛生面のリスク管理については、環境・安全衛生推進部、ＩＳＯ事務局を置いて取り組んでおり、今後も充実することとします。
④ 個人情報の漏洩、インサイダー取引の未然防止のため、規程、マニュアル等を整備し、損失防止の運用管理体制強化に努めております。
⑤ 当企業集団の企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、「関係会社管理規程」に基づき、業務執行やリスク管理に係る指導・助言を行うものとしています。
⑥ 当企業集団の不測の事態に対処するため、「危機管理規程」に基づき、リスクの抽出および予防策を検討するとともに、重大な危機が生じた場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を速やかに組織し、危機への対応と迅速な収拾に向けた活動を行います。

（5）監査役がその職務を補助すべき使用人（以下補助使用人と称します）を置くことを求めた場合における補助使用人に関する事項、補助使用人の取締役からの独立性に関する事項、監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役会の要請がある場合は、内部監査室の室員をして監査役の職務を補助させるものとします。
② 補助使用人は、当該補助業務に関して内部監査室長の指揮命令を受けないものとし、その人事異動、人事評価および懲戒処分については、予め監査役の意見を求め、それを尊重するものとします。
③ 監査役の要請により任命を受けた補助使用人は、監査役の補助業務に専従するものとし、取締役および使用人が当該補助使用人に対して何ら指揮命令を行うことは出来ないものとします。

（6）取締役および使用人が監査役に報告するための体制および子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

① 常勤監査役が取締役会のほか、執行役員会、部長会などの構成員となることにより、取締役等から報告を受け、意見を述べることができる体制を確保しています。
② 取締役は当企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、その事実を速やかに監査役に報告するものとします。

（7）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項、取締役および使用人が監査役に報告をするための体制

① (6)の①に記載のとおり、取締役等と常勤監査役の意見を交換する体制を設け、監査役が実効性のある監査を実施できる体制を確保します。

② 監査役が何時でも、代表取締役社長その他の取締役および使用人に対して質疑応答その他意見交換を行うことができる体制を確保します。なお、監査役に報告や情報提供を行った者に対し解雇その他のいかなる不利益扱いを行わないこととしています。

③ 内部監査室は、監査役と緊密に連携し、内部監査の結果を監査役に対しても報告するほか、監査役の要望した事項については監査を実施し、結果を報告するものとします。

④ 監査役の職務の執行に係る費用は会社が負担するものとします。

（8）次に掲げる体制その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の経営状況につき３カ月に１回（重要な子会社については毎月）、担当する取締役および執行役員の執行役員会への報告を義務付け、各子会社の経営方針および経営情報の共有化を図るとともに、業務執行状況の把握による管理、指導に努めます。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「関係会社管理規程」に従い、子会社各社における経営上の重要な案件については、事前協議の上、当社の取締役会で意思決定します。

③ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社取締役会が策定する全社・グループ中期経営計画に基づき、各部門・子会社等において年度ごとの業務運営計画を作成し、部長会で半期ごとに進捗状況の確認と見直しを行っています。

④ 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（ア）監査役と連携して当社の内部監査室による各子会社の監査を毎年実施し、法令、定款、社内規程等の遵守状況やリスク管理体制を確認しながら、各子会社の内部統制システムの整備および運用に継続して取り組みます。

（イ）内部統制・コンプライアンス委員会のもと、平素より子会社に対しても研修を実施するとともに、子会社使用人も当社の内部通報制度を利用できるようにしており、企業集団全体でのコンプライアンス体制の強化に努めています。

6 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

（1）取締役の職務の執行について

当社は、「取締役会規則」に基づき、定時取締役会を月に１回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項および経営上重要な事項の決議を行っております。
社外取締役および社外監査役は、取締役会に加え執行役員会にも出席し、会社の重要事項について報告を受け、適宜質問することにより会社の重要情報を共有しています。なお社外取締役は複数名選任されております。
当事業年度につきましては、取締役会を18回、執行役員会を12回開催しております。
また、管理職全員が参加する毎年２回の部長会で社長から当該年度の全社経営方針を示達するとともに、各部署および各子会社の年度毎の業務運営計画を討議・指導し、確定しています。

（2）リスク管理体制について

当社では、内部監査室が内部監査計画に基づき、当社および各子会社の内部監査を実施し、３カ月毎に内部統制・コンプライアンス委員会で報告・審議を行った後、取締役会に報告して情報の共有化を図っております。
当事業年度につきましては、内部統制・コンプライアンス委員会を４回開催しております。
また、当企業集団の事業を脅かす不測の事態を未然に防止するとともに、危機発生時における迅速な対応および被害の最小化を図るため、2015年４月に「危機管理規程」を整備し、リスクが顕在化した場合の影響度が大きい自然災害、設備事故、重大事故、情報システム事故を重点リスクとして、継続的なリスク管理活動に取り組んでおります。

（3）コンプライアンスに対する取り組み

当社は、コンプライアンス体制の基礎となる行動憲章・行動指針を掲げ、企業倫理の確立と社会的責任の遂行に努めており、内部統制・コンプライアンス委員会においてコンプライアンス体制の構築を進めるとともに、法令等の遵守を推進していくために社内研修等を実施しております。当事業年度におきましては、管理職を対象としたコンプライアンス研修や係長・職長等を対象としたリスク管理研修を実施しております。
また、法令違反等の未然防止と早期発見を目的に内部通報制度を制定し、その窓口を社内と社外に設置しております。

（4）監査役の職務の執行について

当事業年度において監査役会は14回開催され、常勤監査役から会社の状況に関する報告および監査役相互の意見交換が行われています。
また、常勤監査役は取締役会、執行役員会を含む重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人および内部監査室と定期的な情報交換を行い、取締役の職務執行について監視するとともに、子会社を含むほぼ全ての内部監査に同席し、内部監査室との連携が図られています。

（5）グループ管理体制について

「関係会社管理規程」を定めて管理項目を明確にし、子会社の重要事項の事前承認や報告を受ける体制を整えております。また、子会社からの経営状況につきましては、毎月開催の社外役員も出席する執行役員会で、各子会社を担当する役員から定期的に経営状況等の報告を受けており、現状が把握できる状況にあります。

※　本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表（2019年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	**120,958**
現金及び預金	66,189
受取手形及び売掛金	44,962
商品及び製品	77
仕掛品	3,767
原材料及び貯蔵品	1,429
前渡金	1,512
その他	3,097
貸倒引当金	△75
固定資産	**53,859**
有形固定資産	40,656
建物及び構築物	17,464
ドック船台	2,458
機械装置及び運搬具	7,069
船舶	596
工具、器具及び備品	811
土地	11,735
リース資産	372
建設仮勘定	151
無形固定資産	518
ソフトウエア	496
電話加入権	19
その他	3
投資その他の資産	12,685
投資有価証券	7,984
長期貸付金	30
繰延税金資産	187
その他	4,527
貸倒引当金	△43
資産合計	**174,817**

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	**77,704**
支払手形及び買掛金	23,272
電子記録債務	11,508
短期借入金	5,581
リース債務	140
未払法人税等	333
前受金	15,348
保証工事引当金	1,759
工事損失引当金	13,717
設備関係支払手形	772
設備関係電子記録債務	10
その他	5,264
固定負債	**22,148**
長期借入金	12,993
リース債務	220
繰延税金負債	1,332
役員退職慰労引当金	60
特別修繕引当金	94
環境対策引当金	196
退職給付に係る負債	5,635
資産除去債務	991
その他	627
負債合計	**99,852**
純資産の部	
株主資本	**74,877**
資本金	8,135
資本剰余金	33,874
利益剰余金	32,884
自己株式	△16
その他の包括利益累計額	**△429**
その他有価証券評価差額金	76
繰延ヘッジ損益	△56
為替換算調整勘定	380
退職給付に係る調整累計額	△829
新株予約権	**264**
非支配株主持分	**253**
純資産合計	**74,965**
負債・純資産合計	**174,817**

連結損益計算書（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
売上高		124,589
売上原価		121,264
売上総利益		3,325
販売費及び一般管理費		7,439
営業損失		4,114
営業外収益		
受取利息	144	
受取配当金	358	
持分法による投資利益	8	
為替差益	233	
その他	173	916
営業外費用		
支払利息	342	
支払手数料	25	
固定資産除売却損	208	
その他	99	674
経常損失		3,872
特別利益		
投資有価証券売却益	32	
関係会社株式売却益	5,492	5,524
特別損失		
投資有価証券評価損	627	
減損損失	19	646
税金等調整前当期純利益		1,006
法人税、住民税及び事業税	444	
法人税等調整額	△41	403
当期純利益		603
非支配株主に帰属する当期純損失		18
親会社株主に帰属する当期純利益		621

連結株主資本等変動計算書（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,112	33,911	32,893	△16	74,900
連結会計年度中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	23	23			46
剰余金の配当			△690		△690
親会社株主に帰属する当期純利益			621		621
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△0		0	0
連結範囲の変動		△60	60		−
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	23	△37	△9	△0	△23
当期末残高	8,135	33,874	32,884	△16	74,877

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,207	59	701	△1,106	861	285	345	76,391
連結会計年度中の変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）								46
剰余金の配当								△690
親会社株主に帰属する当期純利益								621
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								0
連結範囲の変動								−
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△1,131	△115	△321	277	△1,290	△21	△92	△1,403
連結会計年度中の変動額合計	△1,131	△115	△321	277	△1,290	△21	△92	△1,426
当期末残高	76	△56	380	△829	△429	264	253	74,965

計算書類

貸借対照表（2019年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	**102,113**
現金及び預金	46,849
売掛金	37,955
仕掛品	988
原材料及び貯蔵品	691
前渡金	8,443
前払費用	98
未収収益	34
短期貸付金	3,505
未収入金	1,271
未収消費税等	2,251
その他	71
貸倒引当金	△43
固定資産	**33,627**
有形固定資産	14,360
建物	5,402
構築物	2,029
ドック船台	300
機械及び装置	2,095
船舶	0
車両運搬具	225
工具、器具及び備品	400
土地	3,819
リース資産	90
無形固定資産	362
ソフトウエア	362
投資その他の資産	18,905
投資有価証券	5,497
関係会社株式	12,988
長期前払費用	0
その他	422
貸倒引当金	△2
資産合計	**135,740**

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	**58,485**
支払手形	525
電子記録債務	4,101
買掛金	23,933
短期借入金	1,769
リース債務	43
未払金	1,258
未払費用	1,551
未払法人税等	185
前受金	16,106
預り金	216
保証工事引当金	1,700
工事損失引当金	7,078
その他	20
固定負債	**6,173**
長期借入金	2,944
リース債務	58
繰延税金負債	667
退職給付引当金	1,246
資産除去債務	725
その他	533
負債合計	**64,658**
純資産の部	
株主資本	**70,354**
資本金	**8,135**
資本剰余金	**33,865**
資本準備金	33,865
その他資本剰余金	0
利益剰余金	**28,368**
利益準備金	247
その他利益剰余金	28,121
配当準備積立金	122
特別償却準備金	238
固定資産圧縮積立金	73
別途積立金	2,000
繰越利益剰余金	25,688
自己株式	**△14**
評価・換算差額等	**464**
その他有価証券評価差額金	**485**
繰延ヘッジ損益	**△21**
新株予約権	**264**
純資産合計	**71,082**
負債・純資産合計	**135,740**

損益計算書（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
売上高		100,680
売上原価		99,067
売上総利益		1,613
販売費及び一般管理費		3,277
営業損失		1,664
営業外収益		
受取利息及び配当金	679	
為替差益	58	
その他	71	808
営業外費用		
支払利息	110	
支払手数料	25	
固定資産除売却損	64	
その他	47	246
経常損失		1,102
特別利益		
関係会社株式売却益	9,692	9,692
特別損失		
投資有価証券評価損	478	
関係会社株式評価損	14,660	15,138
税引前当期純損失		6,548
法人税、住民税及び事業税	74	
法人税等調整額	△45	29
当期純損失		6,577

株主資本等変動計算書（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	8,112	33,842	0	33,842	247
当期中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	23	23		23	
剰余金の配当					
特別償却準備金の取崩					
特別償却準備金の積立					
固定資産圧縮積立金の取崩					
当期純損失（△）					
自己株式の取得					
自己株式の処分			△0	△0	
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）					
当期中の変動額合計	23	23	△0	23	－
当期末残高	8,135	33,865	0	33,865	247

（単位：百万円）

	株主資本					
	利益剰余金					
	その他利益剰余金					利益剰余金合計
	配当準備積立金	特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	122	306	80	2,000	32,880	35,635
当期中の変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）						
剰余金の配当					△690	△690
特別償却準備金の取崩		△69			69	－
特別償却準備金の積立		1			△1	－
固定資産圧縮積立金の取崩			△7		7	－
当期純損失（△）					△6,577	△6,577
自己株式の取得						
自己株式の処分						
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）						
当期中の変動額合計	－	△68	△7	－	△7,192	△7,267
当期末残高	122	238	73	2,000	25,688	28,368

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△14	77,575	1,223	103	1,326	285	79,186
当期中の変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）		46					46
剰余金の配当		△690					△690
特別償却準備金の取崩		−					−
特別償却準備金の積立		−					−
固定資産圧縮積立金の取崩		−					−
当期純損失（△）		△6,577					△6,577
自己株式の取得	△0	△0					△0
自己株式の処分	0	0					0
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）			△738	△124	△862	△21	△883
当期中の変動額合計	△0	△7,221	△738	△124	△862	△21	△8,104
当期末残高	△14	70,354	485	△21	464	264	71,082

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月10日

株式会社 名 村 造 船 所
取 締 役 会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　藤　川　　賢　印

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　藤　井　秀　吏　印

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社名村造船所の2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社名村造船所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月10日

株式会社 名 村 造 船 所
取 締 役 会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　藤　川　　賢　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　藤　井　秀　吏　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社名村造船所の2018年４月１日から2019年３月31日までの第120期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第120期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2019年５月13日

株式会社名村造船所　監査役会
常勤監査役　井関延行　㊞
常勤監査役　福田綱吉　㊞
監査役　荒木　勝　㊞
監査役　山下公央　㊞

（注）　監査役 荒木勝および監査役 山下公央は、会社法に定める社外監査役であります。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社の配当につきましては、企業体力や今後の経営体質の強化および将来の事業展開等を勘案のうえ安定的かつ継続的な配当を主眼としつつ、当期の収益状況、現状の業界動向および今後の事業戦略、財務体質等を総合的に勘案して、決定することとしております。

当期の期末配当につきましては、当期収益状況等に鑑み、次のとおりといたしたく、よろしくご承認をお願いするものであります。

期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金銭
2	株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額	**当社普通株式１株につき金５円……総額345,402,690円** なお、中間配当金（当社普通株式１株につき金5円）を加えた年間配当金は、当社普通株式１株につき金10円となります。
3	剰余金の配当が効力を生じる日	**2019年６月24日**

第２号議案　取締役４名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役 名村建彦、名村建介、力武光男および池邊吉博の４名は任期満了となりますので、取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

1 名村 建彦（なむら たつひこ）　1941年１月５日生

所有する当社株式数：307,975株　再 任

■ 略歴、地位および担当

1964年４月　丸紅飯田株式会社（現 丸紅株式会社）入社
1986年４月　同社船舶第二部企画調整室長
1987年１月　当社入社、特別顧問
1987年６月　当社取締役副社長
1988年６月　当社代表取締役社長
2010年４月　当社代表取締役会長兼社長
2011年４月　当社代表取締役会長
　　現在に至る

■ 重要な兼職の状況

● 佐世保重工業株式会社　代表取締役会長
● 函館どつく株式会社　取締役会長

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い識見を有し、当社の代表取締役会長に相応しい経験と能力を有しております。これらの経験、実績を活かし今後も当社のさらなる発展を牽引することが期待できることから取締役候補者といたしました。

2 名村 建介（なむら けんすけ）　1973年６月15日生

所有する当社株式数：68,750株　再 任

■ 略歴、地位および担当

1997年４月　当社入社
2004年４月　当社経営業務本部経営管理部長
2005年６月　当社取締役執行役員経営業務本部経営管理部長
2006年４月　当社取締役執行役員経営業務本部副本部長
2006年10月　当社取締役執行役員経営業務本部長
2007年４月　当社取締役常務執行役員経営業務本部長
2008年４月　当社取締役専務執行役員経営業務本部長
2009年10月　当社取締役専務執行役員経営業務本部・生産業務本部統轄
2010年４月　当社代表取締役副社長社長補佐
　　兼経営業務本部・生産業務本部統轄
2011年４月　当社代表取締役社長
　　現在に至る

■ 重要な兼職の状況

● 佐世保重工業株式会社　代表取締役社長
● 函館どつく株式会社　取締役

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、当社事業・業務に関する豊富な知識と会社経営に関する識見を有し、当社の代表取締役社長に相応しい経験と能力を有しております。これらの経験、実績を活かし今後も当社のさらなる発展を牽引することが期待できることから取締役候補者といたしました。

3 力武 光男（りきたけ みつお） 1954年5月4日生

所有する当社株式数： 22,000株　**再 任**

■ 略歴、地位および担当

1973年4月 当社入社
2007年4月 当社生産業務本部資材部長
2011年4月 当社執行役員生産業務本部副本部長兼資材部長
2013年4月 当社執行役員生産業務本部長
2013年6月 当社取締役執行役員生産業務本部長
2014年4月 当社取締役常務執行役員生産業務本部長
兼伊万里事業所副事業所長兼ＩＳ〇総括
2014年10月 当社取締役常務執行役員生産業務本部長
兼伊万里事業所長兼ＩＳ〇総括
2017年4月 当社取締役専務執行役員生産業務本部長
兼伊万里事業所長兼ＩＳ〇総括
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

なし

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、生産・資材調達分野等での豊富な経験を有し、当社の取締役に相応しい経験と能力を有しております。これらの経験、実績を活かし今後も当社のさらなる発展を牽引することが期待できることから取締役候補者といたしました。

4 池邊 吉博（いけべ よしひろ） 1954年4月3日生

所有する当社株式数： 6,900株　**再 任**

■ 略歴、地位および担当

1978年4月 丸紅株式会社入社
2007年4月 同社法務部長
2011年4月 同社参与法務部担当役員補佐
2014年4月 当社入社、経営業務本部副本部長
2014年6月 当社執行役員経営業務本部副本部長
2014年10月 当社執行役員経営業務本部長
2015年6月 当社取締役執行役員グループ最高財務責任者
兼経営業務本部長
2018年7月 当社取締役常務執行役員グループ最高財務責任者兼経営業務本部長兼本社長
2019年4月 当社取締役常務執行役員経営業務本部長
兼グループ最高コンプライアンス責任者
兼東京事務所長
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

●函館どつく株式会社　監査役

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、法務・財務分野等での豊富な経験を有し、当社の取締役に相応しい経験と能力を有しております。これらの経験、実績を活かし今後も当社のさらなる発展を牽引することが期待できることから取締役候補者といたしました。

(注)　各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

本定時株主総会開始の時をもって、2018年６月21日開催の第119回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役山本紀夫氏の選任の効力が失効しますので、あらためて、社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

山本 紀夫（やまもと のりお）　1952年６月29日生

所有する当社株式数：　0株　**社 外**

■ 略歴および地位

1981年４月　弁護士登録
1984年１月　坂口・山本法律事務所設立
1995年４月　山本法律事務所（現　山本＆パートナーズ法律事務所）設立
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

●弁護士
●久留米運送株式会社　社外監査役
●久留米工業大学　理事

■ 補欠の社外監査役候補者とした理由

同氏は、弁護士としての豊富な経験と識見を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断したためであります。なお、同氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

（注）1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山本紀夫氏は補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏が監査役に就任された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出る予定であります。
3. 山本紀夫氏が監査役に就任された場合には、当社は、同氏との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任について、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。

以　上

株主総会会場のご案内

会　場　大阪市西区立売堀三丁目１番１号　大阪トヨペットビル９階会議室

交　通　地下鉄中央線・千日前線 阿波座駅下車、２号出入口を出て
中央大通を東へ約100メートル

UD FONT
見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915

VEGETABLE OIL INK
環境に配慮した植物油インキを使用しています。